

大島地区計画

【制限内容】

項目	低層住宅地区	中層住宅地区	沿道住宅地区	住工協調地区
建築物の用途制限	<p>建築することができる用途</p> <ol style="list-style-type: none"> 一戸建住宅（兼用住宅含む） 共同住宅、長屋（但し、一戸当たりの住居専用面積が60㎡未満のものを除く） 地域的な共同活動の目的の用に供する公民館、集会所、その他これらに類するもの 巡査派出所 公衆電話所 その他これらに類する公益上必要な建築物 診療所 前各号の建築物に付属するもの 	<p>建築することができる用途</p> <ol style="list-style-type: none"> 一戸建住宅（兼用住宅含む） 共同住宅、長屋（但し、一戸当たりの住居専用面積が60㎡未満のものを除く） 地域的な共同活動の目的の用に供する公民館、集会所、その他これらに類するもの 老人ホーム 保育所 身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの 老人福祉センター 児童厚生施設 その他これらに類するもの 病院、診療所 公益上必要な建築物 店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以下のもの 前各号の建築物に付属するもの 	<p>建築することができない用途</p> <ol style="list-style-type: none"> 共同住宅、長屋で一戸当たりの住居専用面積が60㎡未満のもの 	<p>建築することができない用途</p> <ol style="list-style-type: none"> ホテル又は旅館 ボーリング場 スケート場 水泳場 ゴルフ練習場 スキー場及びバッチング練習場 マージャン屋 パチンコ屋 射的場 勝馬投票券発売所 その他これらに類するもの カラオケボックス その他これらに類するもの キャバレー 料理店 ナイトクラブ ダンスホール その他これらに類するもの 劇場、映画館 演芸場又は観覧場 倉庫業を営む倉庫
敷地面積最低限度	<p>165㎡</p> <p>但し、換地として指定された土地の全部を一つの敷地として使用する場合はこの限りでない</p>	同左	同左	同左
壁面位置の制限	<p>敷地境界線から建築物の外壁、又はこれに代わる柱及びベランダ等の面までの距離は1m以上とする</p> <p>但し、以下の各号に掲げるものについてはこの限りでない</p> <ol style="list-style-type: none"> 出窓で上記の距離に満たない距離にある部分の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 自動車車庫と自転車車庫で、軒の高さが2.3m以下であるもの 	同左	同左	同左
高さの最高限度		地盤面から12m	地盤面から15m	同左

【届出書類】（各2部提出のこと）

届出書、委任状、位置図、地籍図又はこれに準ずる図面、求積図
配置図、各階平面図、立面図